3　第一項各号に掲げる者が同項の規定により記録の管理を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を連合会又は個人型記録関連運営管理機関に提出するものとする。

一　第一項第一号に掲げる者が同項の申出を行う場合　当該企業型年金を実施する事業主及び企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二　第一項第二号に掲げる者が同項の申出を行う場合　個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所（当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨）

三　第一項第三号に掲げる者が同項の申出を行う場合　連合会移換者である旨

4　第一項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、個人型年金の個人型記録関連運営管理機関又は個人型特定運営管理機関は、個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の指示があったときは、速やかに、当該資格を取得した者の第十五条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

5　連合会は、第一項の記録の管理に関する事項について、個人型年金の個人型年金加入者等に説明しなければならない。

6　企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、第四項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

第三節　掛金

（中小事業主掛金の拠出に係る同意を得るべき過半数代表者の要件）

第五十六条の三　第二条の規定は、法第六十八条の二第一項及び令第三十五条の二第二項に規定する第一号厚生年金被保険者の過半数を代表するものについて準用する。　（新設）

（中小事業主掛金の拠出の対象となる者の同意）

第五十六条の四　法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合には、その拠出の対象とすることについて、あらかじめその拠出の対象とする者の同意を得なければならない。　（新設）

（個人型年金加入者への中小事業主掛金に係る通知）

第五十六条の五　中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金の額を決定したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。　（新設）

一　中小事業主掛金の拠出を開始する年月

二　その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

2　中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金の額を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

一　中小事業主掛金の額の変更年月日

二　変更前及び変更後のその拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

三　中小事業主掛金の額を変更した理由

3　中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

一　中小事業主掛金の拠出を終了する年月日

二　中小事業主掛金を拠出しないこととなった理由

第三節　掛金